

答弁書第一五五号

内閣参質一九六第一五五号

平成三十年七月六日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員伊藤孝恵君提出育児用粉ミルクに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員伊藤孝恵君提出育児用粉ミルクに関する再質問に対する答弁書

一の1について

先の質問主意書（平成三十年二月十三日提出質問第一八号）の提出を受けて、御指摘の「カノーラ菜種油」の耐容一日摂取量を算出してはいない。

一の2及び3について

御指摘の「カノーラ菜種油、オリーブ油、コーン油、食用パーム油、部分水素添加大豆油」、「牛乳に含まれるステロイドホルモン（硫酸エストロンという女性ホルモン）」及び「バターに含まれる黄体ホルモン（プロゲステロン）」については、それらが人の健康に与える有害な影響に係る科学的な知見は十分に得られておらず、現時点で人の健康に影響を及ぼす懸念は少ないものと考えていることから、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づく基準又は規格を定めるために必要となる耐容一日摂取量を算出する必要はないと考えている。

二について

お尋ねの経緯については、政府として承知していない。

